

○音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例

平成17年6月29日

津山市条例第128号

改正 平成20年9月24日条例第45号

平成25年12月25日条例第87号

平成27年7月7日条例第45号

平成31年3月19日条例第47号

令和元年12月17日条例第72号

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例（平成10年津山市条例第34号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 地域の文化の向上を図るため、芸術、文化及び生涯学習活動の拠点として、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山（以下「ホール」という。）を設置する。

（位置）

第2条 ホールは、津山市新魚町17番地に置く。

（ホールの管理）

第3条 ホールの管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。第5条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ホールの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) ホールの維持管理に関する業務
- (3) ホールの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) ホールの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) ホールの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ホールの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第9条まで、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第19条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第6条 ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 12月29日から翌年1月4日まで
- (2) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日後において最も近い休日でない日とする。

(利用の許可)

第8条 ホールを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、ホールの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) ホールの施設又は設備若しくは器具(以下「施設等」という。)を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ホールの管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第9条 前条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1及び別表第2の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 前項の利用料金は、別表第1の規定により算定したものにあっては利用許可と同時に、別表第2の規定により算定したものにあっては利用後直ちに納付しなければならない。た

だし、国若しくは地方公共団体が利用するとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第10条 市長は、ホールの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者にホールの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、ホールにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の設置)

第13条 利用者は、ホールの利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、ホールの管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、ホールを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第8条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項に規定する処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。

(入場の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ホールの管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第17条 利用者その他の施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為
- (2) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(利用者の管理責任)

第18条 利用者は、ホールの利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第19条 利用者は、ホールの利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第15条第1項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第20条 利用者その他の施設を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年9月24日条例第45号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月25日条例第87号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例第9条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成27年7月7日条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第5条及び第8条第3項第2号の改正規定、第9条第1項の改正規定（「切捨てる」を「切り捨てる」に改める部分に限る。）、第10条第2項、第15条第1項、第19条第1項及び第20条の改正規定並びに別表第1の改正規定（「（第9条関係）」を「（第9条・第10条関係）」に改め、同表備考第3項中「繰上げ、」を「繰り上げて、」に、「切捨てた」を「切り捨てた」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例第9条第1項の規定（「切捨てる」を「切り捨てる」に改める部分を除く。）、別表第1の規定（「（第9条関係）」を「（第9条・第10条関係）」に改め、同表備考第3項中「繰上げ、」を「繰り上げて、」に、「切捨てた」を「切り捨てた」に改める部分を除く。）及び別表第2の規定は、平成27年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月19日条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第9条第1項、第10条第4項、第15条第2項、第17条及び第19条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例別表第1の規定及び別表第2の規定は、平成31年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年12月17日条例第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は施行日において現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 3 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により津山市教育委員会に対し、申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定を適用する。

別表第1 (第9条・第10条関係)

その1 ホール

| 利用区分 | 利用時 間 利用日 | 午前 | 午後 | 夜間 | 昼間 | 昼夜間 | 全日 | 冷暖房料 |
|------|-----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|------------------|
| | | 9時から 12時まで | 13時から 17時まで | 18時から 22時まで | 9時から 17時まで | 13時から 22時まで | 9時から 22時まで | |
| 入場無料 | 平日 | 13,970円 | 27,720円 | 34,070円 | 39,730円 | 55,090円 | 64,790円 | 1時間につき4, 620円 |
| | その他 | 17,633,8 | 33,841,1 | 41,148,9 | 48,968,0 | 78,7 | | |

| | | | | | | | |
|------------|-----|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| | | 70円 | 40円 | 10円 | 70円 | 20円 | 70円 |
| 整理費徴収(非営利) | 平日 | 18,240円 | 35,920円 | 44,230円 | 51,740円 | 71,950円 | 84,190円 |
| | その他 | 22,980円 | 43,890円 | 53,590円 | 63,520円 | 88,350円 | 102,440円 |
| 入場料徴収(営利) | 平日 | 20,900円 | 41,580円 | 53,590円 | 59,710円 | 82,690円 | 97,250円 |
| | その他 | 26,560円 | 57,750円 | 61,900円 | 72,640円 | 101,870円 | 118,270円 |

その2 リハーサル室

| 利用日 | 金額 | 冷暖房料 |
|-----|-------------|--------------------|
| 平日 | 1時間につき 570円 | 左の金額の50パーセントに相当する額 |
| その他 | 1時間につき 800円 | |

その3 楽屋・控室

| 室名 | 利用日 | 金額 | 冷暖房料 |
|-----|-----|-------------------|--------------------|
| 楽屋1 | 平日 | 1利用区分時間につき 920円 | 左の金額の50パーセントに相当する額 |
| | その他 | 1利用区分時間につき 1,150円 | |
| 楽屋2 | 平日 | 1利用区分時間につき 920円 | |
| | その他 | 1利用区分時間につき 1,150円 | |
| 楽屋3 | 平日 | 1利用区分時間につき 570円 | |
| | その他 | 1利用区分時間につき 800円 | |
| 楽屋4 | 平日 | 1利用区分時間につき 920円 | |
| | その他 | 1利用区分時間につき 1,150円 | |
| 控室 | 平日 | 1利用区分時間につき 570円 | |
| | その他 | 1利用区分時間につき 800円 | |

備考

- 1 ホール利用の金額は、観客席、舞台、ホワイエ、アーティストラウンジ、5階ラウンジ及びリハーサル室の利用分の金額とする。

- 2 舞台練習等によりホールの舞台のみを利用する場合の金額は、その1の表の金額の30パーセントに相当する額とし、ホワイエ又は5階ラウンジのみを利用する場合の金額は、その1の表の金額の20パーセントに相当する額とする。
- 3 当初許可の利用申込時間を繰り上げて、又は超過してホールを利用する場合の金額は、繰上げ又は超過利用時間1時間につき、その1の表の金額（舞台、ホワイエ又は5階ラウンジのみの利用の場合は、前項の金額）の20パーセントに相当する額をその1の表の金額に加算する。ただし、9時以前又は22時以降の利用に係る加算金については、1時間（30分以上の繰上げ又は超過利用は、1時間とみなす。）につき11,550円とする。この場合において、加算金に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 その1の表の利用時間の区分欄の適用は、利用申込時間（繰上げ又は超過利用時間を除く。）による。
- 5 利用時間がその1の表の利用時間の区分欄に定める時間帯の時間に満たない場合にあっても、時間割計算は行わない。その3の表の適用にあっても、同様とする。
- 6 「1利用区分時間」とは、その1の表の午前、午後及び夜間をそれぞれ1単位とする。
- 7 楽屋1、楽屋2及び楽屋4は、シャワー設備を付帯する。
- 8 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。

別表第2（第9条・第10条関係）

| 設備・器具名 | | 単位 | 1回の金額 | 備考 | |
|------------------|----------|------|--------|--------|---------|
| 舞 台 関 係 | 平台 | 1枚 | 170円 | | |
| | ひな壇 | 小 | 1式 | 3,460円 | 化粧板を含む。 |
| | | 中 | 1式 | 4,620円 | |
| | | 大 | 1式 | 5,770円 | |
| | 演台 | 1台 | 570円 | | |
| | 司会者台 | 1台 | 230円 | | |
| | 花台 | 1台 | 230円 | | |
| | 舞台用スクリーン | 1式 | 2,310円 | | |
| | めくり台 | 1台 | 110円 | | |
| 看板枠 | 1台 | 570円 | | | |

| | | | | |
|------|--------------|-----------|---------|--------|
| | 金びょうぶ | 1双 | 3,460円 | 6曲1双 |
| | 座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 姿見 | 1式 | 230円 | |
| | 標示板 | 1個 | 50円 | |
| | 毛せん(赤) | 1枚 | 920円 | |
| | リノリウム | 1式 | 3,460円 | |
| | 上敷き | 1枚 | 170円 | |
| | ピアノ | スタインウェイ | 1台 | 8,080円 |
| | | ベヒシュタイン | 1台 | 6,930円 |
| | | ベーゼンドルファー | 1台 | 4,620円 |
| | 市旗その他の旗 | 1枚 | 230円 | |
| | 指揮台 | 1式 | 570円 | 譜面台付 |
| | 譜面台 | 1台 | 110円 | |
| | 譜面灯 | 1台 | 50円 | |
| | 長机 | 1脚 | 230円 | |
| | 演奏者椅子 | 1脚 | 110円 | |
| | プロジェクター | 1台 | 2,880円 | |
| | パイプ椅子 | 1脚 | 50円 | |
| | ホワイトボード | 1台 | 230円 | |
| | 可動式スクリーン | 1台 | 340円 | |
| | コードリール | 1台 | 50円 | |
| | 張出舞台 | 1式 | 11,550円 | |
| | 引幕 | 1式 | 5,770円 | |
| | 展示用パネル | 1枚 | 570円 | |
| | 白布 | 1枚 | 570円 | |
| 音響関係 | 拡声装置 | 1式 | 3,460円 | |
| | ダイナミックマイクロホン | 1本 | 570円 | スタンド付 |
| | コンデンサーマイクロホン | 1本 | 920円 | スタンド付 |
| | 3点づりマイク装置 | 1式 | 3,460円 | |
| | ワイヤレスマイクロホン | 1チャンネル | 1,730円 | |

| | | | | |
|------|------------------|-----|---------|--------|
| | | ル | | |
| | マイクスタンド | 1本 | 230円 | |
| | CT, DAT, CD, MD類 | 1台 | 2,310円 | |
| | 無線機 | 1台 | 570円 | |
| | インカムシステム | 1回路 | 570円 | |
| | マルチケーブルコンセント | 1口 | 2,310円 | |
| | 可搬ミキサー | 1台 | 1,150円 | |
| | 移動スピーカー | 小 | 1台 | 340円 |
| | | 大 | 1台 | 1,730円 |
| | PA送り回路 | 1回路 | 570円 | |
| 照明関係 | 調光装置 | 1式 | 4,620円 | |
| | ダウンライト | 1列 | 2,310円 | |
| | サスペンションライト | 1列 | 1,150円 | |
| | スポットライト | 1台 | 570円 | |
| | クセノンピンスポットライト | 1台 | 2,310円 | |
| | シーリングライト | 1列 | 2,310円 | |
| その他 | コンセント | 1個 | 110円 | |
| | 映写機(35ミリ) | 1台 | 11,550円 | |
| | 映写機持込(16ミリ) | 1台 | 1,150円 | |
| | 映写機持込(35ミリ) | 1台 | 5,770円 | |
| | 映写電源 | 1個 | 2,310円 | |
| | ビデオ電源 | 1個 | 570円 | |
| | 音響電源 | 1個 | 1,730円 | |

備考

- この表において、「1回の金額」の1回とは、別表第1その1の表の利用時間の区分欄の午前、午後及び夜間をそれぞれ1単位とする。
- 器具（ホールの電力を消費する器具に限る。以下同じ。）を持ち込んで利用する場合の1回の金額は、この表に掲げる器具にあっては、この表の「1回の金額」の50パーセントに相当する額とし、この表に掲げる器具以外の器具にあっては、その都度市長が定める額とする。

- 3 営利又は宣伝を目的として利用する場合の1回の金額は、この表の金額に100分の130を乗じて得た額とする。